

奈 財 財 第 4 1 5 号
平成 15 年 10 月 28 日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中 嶋 肇 様
同 土 田 敏 朗 様
同 金 野 秀 一 様

奈良市長 大 川 靖 則

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 15 年 3 月 26 日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成 14 年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

2. ごみ処理事業について

1 特殊勤務手当の是正及び適正・明確な運用（環境清美部・人事課）

【監査結果の要旨】

- ① 区域外作業手当の支給は、「環境清美第一事務所に勤務し廃棄物収集作業に従事する現業職員で、担当区域外の作業に従事したものに対して支給される」とされているが、担当区域内外に拘わらず「収集作業員の休業等により通常に満たない人数で収集を行った場合」または、「回収地域が広範となる、水曜日、第三週の木曜日または金曜日に収集を行った場合」に支給されており、これは規則の適用範囲を拡大して解釈していると判断される。作業量増加に対しては別途適当な手当を定めるべきである。
- ② 大型ごみ収集手当の適用範囲は、「大型ごみ収集の作業をしたもの」とされているが、リサイクル推進課においては、収集作業員の休業等により通常に満たない人数で再生資源の収集を行った場合、収集するごみの種類に拘わらず「大型ごみ収集手当」を基礎にした調整額が支給されており、規則の適用範囲を明らかに拡大解釈している。
- 作業量増加に対しての手当については、同じ収集作業を行っている環境清美第一事務所との公平性の観点から別途手当を定めるべきである。
- ③ 企画総務課及び管理職を除く環境清美部職員については、週休日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に勤務した場合、「奈良市一般職の職員の給与に関する条例」に基づく「休日勤務手当」にさらに上乗せして「休日出勤特別手当」が支給されているが、支給の根拠は乏しく、他職員との公平にも配慮して廃止を検討することが望ましい。
- ④ 「年末年始勤務手当」は、通常の残業手當に加えて支給されているが、その金額が環境清美部など一部の職員は日額11,100円、その他の職員については日額7,900円と定められているが、職種により日額を区分する根拠が乏しく、一本化することが望ましい。
- ⑤ 「大型ごみ収集手当」の適用範囲は「大型ごみ収集の作業をしたもの」とされているが、環境清美第一事務所においては、実際に大型ごみの収集業務に付随する電話受付業務、収集経路作成業務に携わった

職員に対しても支給され、また、金額は「勤務1回につき」と規定されているが、上記業務について収集業務の概ね2倍の時間をするものとして2回分の手当が支給されており、これら業務に対する「大型ごみ収集手当」の支給については、規則に定める適用範囲を拡大して解釈しているものと判断される。

- ⑥ 「清掃勤務手当」については、「環境清美部」に勤務する職員を適用範囲とすることとされているが、業務内容は規定されていないため、その適用が曖昧になっている。「清掃勤務手当」が支給される業務内容を明確化するとともに、同種の業務に対する手当への支給については、環境清美部内でその運用を統一する必要がある。
- ⑦ 環境清美部の大部分の職員を対象として、環境清美部に勤務しておれば日額500円の支給がされる「出勤奨励手当」があるが、当該手当とは別に「清掃勤務手当」「廃棄物収集作業手当」など勤務に基づいて支給される手当があり、これらの手当に上乗せして「出勤奨励手当」を支給する根拠は乏しく、廃止を検討すべきである。

また、環境清美部の大部分の職員を対象として「皆勤精励手当」が支給されることになっており、1月間における年次休暇等の日数が4日以内であれば支給されるものであるが、当該部課のみに支給される積極的理由もなく、有給休暇の趣旨からしても、その休暇を取らなかったために支給される手当というのは合理性に欠けるものであるので、廃止を検討すべきである。

【措置の内容】

- ① 規則の拡大解釈による現行の支給を改めるとともに、作業量の増加に応じた適正な手当を定めることを従業員労働組合と協議中であり、ステップ乗車の廃止と同時に手当の見直しを検討しています。
(環境清美第一事務所・人事課)
- ② 規則の拡大解釈による現行の支給を改めるとともに、環境清美第一事務所との公平性も考慮し、作業量の増加に対する適正な手当を定めることを従業員労働組合と協議中であります。
(リサイクル推進課・人事課))

- ③ 指摘を踏まえ、支給根拠が乏しいため、廃止することを従業員労働組合と協議中であります。(人事課)
- ④ 指摘を踏まえ、支給根拠が乏しいため、日額 7, 900 円に一本化することを従業員労働組合と協議中であります。(人事課)
- ⑤ 規則の適用範囲を拡大解釈して支給されているため、廃止することを従業員労働組合と協議中であります。(人事課)
- ⑥ 環境清美部においては、各課によって勤務時間が変則であるため、市内・市外出張のため職場に出勤しない場合は、「清掃勤務手当」を支給しないと部内での取扱を統一し、適切に対応してまいります。
(企画総務課)
- ⑦ 指摘を踏まえ、支給根拠が乏しいため、廃止することを従業員労働組合と協議中であります。(人事課)

2 病気・負傷等による休暇の趣旨徹底と制度改善について（人事課）

【監査結果の要旨】

- ① 環境清美部については、他の市長部局に比べて病気休暇の取得割合が高くなっています。各所属の業務の円滑な執行に支障が生じることになる。病気休暇の承認に関しては、各所属長がその趣旨の徹底を図るとともに、負傷または疾病の状況等を十分に把握して判断し、特に長期にわたる場合については、職員の自宅訪問を行なうなど職員の勤務状況・健康管理に努める必要がある。

一方、制度上の問題として、病気休暇、休職の運用について、国の制度などを参考にし、改善に向けて早急に着手する必要がある。

【措置の内容】

- ① 所属長に病気休暇の趣旨を徹底するとともに、職員の健康管理に努めるよう注意を喚起することにより、制度の適正な運用と業務の円滑な執行に努めてまいります。
病気休暇及び休職の制度上の問題については、類似団体に照会するとともに、先進的な制度や運用についてとりまとめ、改善に向けて検討してまいります。

3 焼却炉勤務職員に対する実態に応じた時間外勤務手当の支給（人事課）

【監査結果の要旨】

- ① 環境清美工場の焼却炉勤務職員の勤務時間について、日勤から夜勤、夜勤から日勤への引継ぎに毎回30分間とされており、夜勤の職員に1時間の時間外勤務手当が支給されているが、時間外勤務手当は、その都度必要とされる時間外勤務に対して支給されるべきものであり、実際に勤務しているとはいえ、状況を問わず引継ぎ時間を30分間とすることは不適当である。

【措置の内容】

- ① 職員の勤務条件の変更に関する事項であり、改善に向けて所属及び従業員労働組合と協議する予定であります。

4 埋立事業に関する土地賃借料増額割合の適正化（土地改良清美事務所）

【監査結果の要旨】

- ① 一般廃棄物最終処分場は、大半の土地を地元住民から借り受けており、土地賃借料に関しては、平成8年4月に締結された市と米谷町自治会との南部土地改良清美事業に関する覚書に「平成10年度以降の賃借料については、3年ごとに10%の増額を基本として双方協議の上、定めるものとする」と記載されている。

しかし、昨今の経済情勢からみても、更新ごとに10%増額されるのは明らかに不合理である。賃借料はその土地の地価を勘案しながら決められるのが通常であるため、当初の覚書は考慮するものの、少なくとも毎年度、地価を勘案した適正な賃借料の検討を行なうべきである。

【措置の内容】

- ① 土地賃借料は、地権者個人との契約によるものではありますが、先ず、本事業の協定相手方である地元自治会の役員会や事業推進協議会と協議を重ねております。

5 排出者負担の原則によるごみ搬入手数料の見直し（企画総務課）

【監査結果の要旨】

① 排出者が廃棄物処理に伴う環境への負荷低減の責任を負うという、いわゆる「排出者負担の原則」が廃棄物対策の基本的な考え方として定着している。家庭系ごみ、事業系ごみとともにそれらに係る収集・処分費用の低減は常に念頭に置くべきものであり、収集・処分原価は徴収する処理手数料算定の基礎とすべきものであることからも、ごみ収集・処分に係る適切な原価の把握は必要である。

奈良市のごみ処理手数料単価は、平成9年度の破碎・焼却経費及び埋立処分経費をごみ搬入量で除した201円／10kgの5割を設定根拠としているが、5割とした根拠が不明であり、また、現在のごみ搬入手数料は可燃ごみと不燃ごみの区別なく、一律100円／10kgとなっていることは明らかに不合理である。特に、事業系ごみについては、排出事業者に処理責任があり、また、奈良市では事業系ごみが全体の約40%以上を占めていることから、ごみ処理原価を基礎として適切に反映したごみ処理手数料の設定が検討されなければならないと考える。

【措置の内容】

① ごみ処理搬入手数料については、排出者負担の原則に鑑み、奈良市清掃業務審議会に諮問中であり、現在、同審議会において見直しについての検討を行なっています。